

平成 27 年度 第 1 回伊予市総合教育会議 会議録

1. 日 時 平成 27 年 4 月 15 日（水）午後 3 時 00 分から

2. 会 場 教育委員会会議室

3. 出席委員

伊予市長	武 智 邦 典
教育委員長	矢 野 ひとみ
教育委員	平 井 学
教育委員	鷹 尾 秀 隆
教育長	渡 邊 博 隆

4. 欠席委員

教育委員	高 橋 久美子
------	---------

5. 会議に出席した事務局職員

事務局長	靄 岡 正 直
教育総務課長	大 西 昌 治
社会教育課長	森 田 誠 司
指導主幹	紺 田 順 一
指導主事	久保田 貴 章
社会教育課課長補佐	安 田 敦
教育総務課課長補佐	小 田 忠 幸

6. 協議事項

- (1) 伊予市総合教育会議について
- (2) 伊予市総合教育会議設置要綱について
- (3) 今後のスケジュールについて
- (4) その他

午後 3 時 00 分 開会

○靄岡局長 ただいまから、第1回伊予市総合教育会議を開会いたしたいと思います。

御起立をお願いします。

一同、礼。

御着席ください。

本日は、皆様大変お忙しい中御出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日、進行役を務めさせていただきます教育委員会事務局長の鶴岡と申します。よろしくお願いいたします。

まず最初に、武智市長から挨拶をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○武智市長 どうも失礼します。

初めて、この教育委員会の教育委員さんの前で御挨拶をさせていただくというよりも、立てさせていただきまして、いささか緊張というか、恐縮もしておりますけれども、とりあえず初回でございますので、教育委員の皆さん方には日ごろより何かと教育行政のために大変な御尽力をいただいておりますこと、心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

また、本日の伊予市の総合教育会議、これから構築をしていくものではあるんでしょうけれども、伊予市の子供たちの教育を含めまして、子供たちが抱えておるさまざまな悩み事等への御支援とか御助言とか、そういったものを常日ごろから協議もさせていただき、本日今日こうやってテーブルを囲みながらお話ができるということは、大変ありがたく思っております。いろんな意味で、子供を取り巻く環境、いろんな去年も事案、事件もございました。そんな中で、取り巻く環境というのはかなりいろんな複雑多岐にわたっておるものと私も認識をしております。本市もいろんな意味で、これからまた環境の変化等々もあろうと思っておりますけれども、そんな中で皆さん方におかれましては、いろんな意味で大所高所から親の目、また教育委員さんの目になって、子供たちを見守っていただいておりますことも重ねてお礼を申し上げます。

市長部局ということで、市総合計画に掲げる教育文化スポレクの振興において学校、家庭、地域、社会等との信頼関係に基づく、地域に開かれた特色ある学校づくりや校舎、屋内運動場などの耐震化事業など、教育環境等の整備充実に努めております。また、福祉の向上と保健医療の充実において、本市で若い世代の保護者や子供たちが家庭や学校での生活を安心して過ごせるようにするため、乳児一時延長保育等の保育サービスの充実、放課後児童クラブ、児童館、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター等の子育て事業の環境整備に努めてきております。しかしながら、今後ますます複雑化をしていきます社会におきまして、さらなる教育と支援を進めていくためには、市教育委員会と市長部局がおのおのの役割に努めることはもちろんのこと、両輪となってより相乗効果が見出せる分野を探っていくことができれば、子供たちがより安心な環境で安心して教育ができることにもつながるものと考えております。そういった意味でも、本会の持つ役割は非常に重要と認識をしております。

今後、策定予定の大綱につきましても、皆さんの御協力をいただきながら、本市の状況に応じた実効性のあるものになりますことを心よりお願いを申し上げまして、さまざまな検討を重ねていくことになろうと思っておりますけれども、今後ともよろしくお願い申し上げ、簡単措辞ではございますけれども挨拶にかえさせていただきます。どうも今日はよろしくお願いいたします。

○鶴岡局長 ありがとうございました。

それでは、会に入ります前に、皆さん十分御存じだとは思いますが、自己紹介を委員さんのほうお願いしたいと思います。

○矢野委員長 失礼します。教育委員長の矢野ひとみと言います。よろしくお願いします。

○鷹尾委員 教育委員の鷹尾秀隆です。よろしくお願いいたします。

○平井委員 教育委員の平井です。よろしくお願いします。

○渡邊教育長 教育長の渡邊でございます。よろしくお願いします。

○鶴岡局長 教育委員会事務局長の鶴岡と申します。よろしくお願いいたします。

○紺田指導主幹 学校教育課指導主幹の紺田です。よろしくお願いいたします。

○久保田指導主事 失礼します。学校教育課指導主事久保田です。よろしくお願いいたします。

○大西課長 教育総務課長並びに給食センター準備室長の大西です。よろしくお願いします。

○小田課長補佐 教育総務課課長補佐の小田でございます。よろしくお願いします。

○森田課長 社会教育課長の森田でございます。よろしくお願いします。

○安田課長補佐 社会教育課課長補佐の安田でございます。よろしくお願いします。

○鶴岡局長 高橋教育委員さん、所用のため欠席となっております。

それでは、協議事項に入りたいと思います。

伊予市総合教育会議について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、これを交えまして事務局から説明を申し上げます。

大西課長お願いします。

○大西課長 失礼します。座ったまま説明させていただきたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律につきましては、昨年6月に制定され、本年4月1日から施行されております。

この改正は、資料1をご覧ください。

資料1に書いてありますが、この改正につきましては教育の政治的中立性、継続性、安全性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に関する国の関与の見直しを図ることを目的としております。

この改正法に基づきまして、先ほどお示ししたとおり、今回大きく4つのポイントが変わっております。

本会議につきましては、ポイント3のところに総合教育会議のことを書いておりますが、改正法の第1条の4、第1項によりまして、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置することが義務づけられたことによりまして設置したものでございます。

総合教育会議の概要につきましては、別紙資料2に文部科学省からの通知をお示ししておりますが、主な内容としましては、まず1ページの1の改正法の概要のところに、(1)会議の設置、構成員等とあります。読み上げます。

①地方公共団体の長が総合教育会議を設けるものとする。法第1条の4、第1項。

②総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成することとした。

③総合教育会議は、地方公共団体の長が招集することとした。また、教育委員会は協議する必要があると思料するときは、総合教育会議の招集を求めることができることとしたとあります。

続きまして、(2)会議における協議事項、今回におきます協議事項、協議内容、調整事項等を書

いております。

総合教育会議においては、(1)大綱の策定に関する協議。(2)教育を行うための諸条件の整備、その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策についての協議及び(3)児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行うこととしたと上げられております。これについては、本市の実情に応じた教育の目的や施策の根本的な方針を本会において検討協議を行い、独自のものを策定していく必要があるものと考えております。

続きまして、1ページを開いていただきまして、ページ2のその他にあるんですが、総合教育会議は協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者または学識経験を有する者から当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができるとあります。

今回は、市長さんと教育委員さんの皆さんで、まずは第1回目としましたんですけど、今後子育て関係を含む場合などは、関係職員の出席また協議事項に関しまして専門的な知識が必要などときには、学識経験者の出席も考慮してまいりたいと考えております。

以上で説明のほうは終わります。

○鶴岡局長 伊予市総合教育会議につきましては以上で説明を行ったんですが、説明があった内容につきまして御質問、御意見等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

○鷹尾委員 よろしいですか。

○鶴岡局長 鷹尾委員どうぞ。

○鷹尾委員 大綱の策定というのを、まずせないかんということですか。

○鶴岡局長 大西課長。

○大西課長 先ほど、改正地方行政法の説明をいたしました、このパンフレットの中のポイント4に、ちょうどポイント3が総合教育会議の説明文でしたんですけど、その下のほうに④で大綱、教育に関する大綱を首長が策定とあります。これにつきましては、改正法に基づきまして各市町で策定をすることが義務づけられておりますので、本年度、また後ほど説明しようとは思っております。

○鶴岡局長 よろしいでしょうか。

○鷹尾委員 はい。

○鶴岡局長 ほかに、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鶴岡局長 それでは、協議事項の2番目、伊予市総合教育会議設置要綱について事務局に説明を求めます。

○大西課長 参考資料というか、添付資料の中に設置要綱の文面があろうかと思います。

この要綱につきましては、私が先ほどかいつまんだ内容がほぼその文書を準じて作成しておるものですが、まず主要なところだけ御説明したいと思います。

まず、第1条に設置について記載をしております。

市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、伊予市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携をして効率的に教育行政を推進していくため、本会を設置します。

所掌事務については、先ほど説明をしましたので、割愛させていただきます。

構成員につきましては、会議は市長及び教育委員会をもって構成いたします。

第4条に、会議のことを書いておりますが、まず第1項、会議は市長が招集する。

2項、教育委員会はその権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

3項、会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員はその調整の結果を尊重しなければならないと、5条には先ほど関係者、学識経験者の出席を求めることができる。

第6条に、本会の公開について掲載しております。

本会については、原則というか公開するものとします。ただし、個人情報に関することについては、この限りではございません。

7条、議事録、市長は会議の終了後、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

第8条に、会議の事務局を教育総務課に置くと。

ただ、この要綱につきましては、平成27年4月15日から施行するといった内容になっております。

以上で要綱の説明のほうを終わりたいと思います。

○鶴岡局長 説明のあった内容につきまして御質問、御意見等ございませんでしょうか。

○大西課長 よろしいですか。

○鶴岡局長 大西課長。

○大西課長 私のほうから言うのも何ですけど、今回市長部局ではなく教育委員会のほうに事務局を委任しとるということがありますので、要綱がこういう書き方をしておりますけど、第7条の議事録、それと第4条1項、会議は市長が招集するとあるんですが、そういったことについては、市長さんと協議をした上で招集したいと考えております。

○渡邊教育長 ちょっといいですか。

○鶴岡局長 どうぞ。

○渡邊教育長 今回の資料2の5ページをあけていただいたらと思うんですが、大西課長が申し上げたのが、その5ページの上のところにあります、本来的には、いわゆる地方公共団体の長の部署で行うことが原則であること、次いで、なお地方自治法の規定に基づき、各地方公共団体の実情に応じて総合教育会議に係る事務を教育委員会事務局に委任または補助執行させることが可能であること。そこの文面が、実は教育総務課のほうで、この総合教育会議に関する事務を取り扱うという根拠のところでございます。したがって、一応この要綱等でそれぞれ出ております市長はというふうなところがありますけれども、案内等につきましてはそういう形で市長さんの名前でやらせていただくんですけども、事務局自体は教育総務課のほうで、後で回数的なものも出て

こようと思うんですが、年に数回の総合教育会議を開催するに当たっての推進をしていくというふうに御理解いただければありがたいと思います。

○武智市長 この月1回の定例の教育委員さんの会議というのは、もう通常どおりやっていくということなんですよ。

○大西課長 はい。教育委員会は、毎月1回開催いたしまして、今後の資料づくり、いろんな資料をつくっていかないといけないんですが、そういった内容の確認等はスケジュール的なものは市長さんと御相談の上、できましたら教育委員会終了後に引き続いて、この会議のほうを今後開催したいと考えております。

○鶴岡局長 ほか、何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

○矢野委員長 この設置要綱の第4条の3の一文が、まだ十分私自身としてはかみ砕けていない。後は、何となくわかるような気がするんですけども、そこがわからないので、あれだけ、ちょっと。

○渡邊教育長 今回の資料2の2ページあけてください。

資料2の2ページの2留意事項の(2)会議における協議事項、協議、調整事項というふうな形で、協議と調整、どういうふうに色分けしておるかというのをそこに書かれてますので、読ませていただいたらと思います。

調整とは、教育委員会の権限に属する事務について、予算編成執行や条例提案、大学、市立学校、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ることを意味するというのが調整です。協議とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものを意味するものであることというふうな色分けをしております、だから市長部局と教育委員会との関連の内容なんだけれども、そのあたりどちらに重きを置くかということで、話し合いをしていくことが調整というふうに私自身は解しとんですが、そのあたり教えてもらったらいいのですが。

○矢野委員長 私もわからないんで。

○渡邊教育長 その色分けは、調整と協議でしとるんですよ。

○矢野委員長 協議と書いてますよね。

○矢野委員長 尊重しなければならないっていうのが、それが義務ではないっていう取り方をされましたよね。

一遍に全部はわからないので、徐々に勉強していきます。

○鶴岡局長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、本会議の運営につきましては、この要綱に基づいて行ってまいりたいと思います。

それでは、協議事項(3)今後のスケジュールについて事務局から説明を求めます。

○大西課長 私のほうから今後のスケジュールについて御説明を申し上げます。

本年度につきましては、先ほど説明をいたしましたとおり、教育に関する大綱、この大綱を策

定する必要がございます。

この大綱につきましては、漠然としておりますんですけど、資料3のほうにやはり文科省から通知をいただいております策定資料をいただいております。この分で説明のほうをさせていただきたいと思うんですけど、まずページ1の2の留意事項をごらんください。

(1)大綱の定義というのがございます。

まず、この大綱につきましては、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものでございまして、詳細な施策について策定することを求めていくものではございません。

続きまして、②大綱は教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされております。参酌とは、参考にするという意味であり、教育の課題が地域によってさまざまであることを踏まえ、地方公共団体の長は地域の実情に応じて大綱を策定するものであることとなっております。

続いて、④にあります④なのですが、大綱につきましては法律では定めておられませんが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の基本計画の対象期間が5年であることを鑑みまして、4年から5年程度を想定しているものであることとなっております。

続いて、大綱の記載につきましては、ページ2の(2)にいろいろと記述されておりますが、これを割愛させてもらいまして、今回の大綱という本来も含めまして、まだ今年は見切り発車のところもちょっとございます。そういった中で、この大綱をつくり上げていくには、今後愛媛県においても同様の大綱を策定する予定でございますので、この策定後にこの内容を参考にしつつ、本会議において本市の実情に合った大綱を策定してまいりたいと考えております。

以上によりまして、本年度につきましては時期は未定ではございますが、2回から3回の会議を開催する予定としております。

なお、会議の招集日は本日と同様に、先ほど申し上げたとおり、定例教育委員会の日時に合わせて開催したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○鶴岡局長 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

○武智市長 逆に言うたら、定例会に出てた案件で、これが即会議を開かんといかんという話になって進んでいくような方向づけも一つのやり方なんかな。どうなんですかね。

○大西課長 今後、大綱といったものが、市長さんどこまでの大綱というのが、その各市町のそれぞれ独自で決めていきますっていう感じなんです。それで、大綱のまず骨格づくりから始まりまして、計画をつくっていくに当たりまして、なかなか準備期間が要るかと思っております。まず、その大綱につきましても、先ほど説明で申し上げたとおり愛媛県であり、他市の状況なども見ながら、どこまでを大綱に載せるかというのも十分審議して進めていく必要があろうかと思っております。そういった準備期間を含めまして、今後スケジュールを進めてまいりたいと考えておりますので、毎月の定例会の後にはちょっとなかなか進展しないこともあろうかと思っております。そういったことを考えまして、状況というか、その進行状況に応じてまた開催のほうを検討していきたい

いと考えておるんですが。それで、やらせていただければと考えております。

○武智市長 はい。

○矢野委員長 大綱なんですけど、どういうふうにして作成するかっていうのは、さっき説明していただいたんで何となくわかるんですが、市の教育計画ありますよね。振興計画。教育委員会がつくっている。あれとの絡み、あれとは全く全然別でこれをつくるんですよ。

○渡邊教育長 あれの上位になると思います。

○矢野委員長 あれの上位というんがこれ。もっと。

○渡邊教育長 もっと大きなスケールのものですから。

○矢野委員長 もっと大きいのをつくるとのことなんですか。

○渡邊教育長 そういような感じで、やはり教育基本計画自体も網羅しておると、大綱の中に。

○矢野委員長 当然、一緒になってないとおかしいですよ。

○渡邊教育長 それの大綱の具体的なものが、教育基本計画みたいな形になると思うんですよ。だから、この大綱ができてないのに、今の27年の学校の教育計画自体は、なかなかでないのですけども、学校のほうの教育計画に関しては見切り発車で、この間の校長会では今までの流れに基づいて一応つくってみてください、グランドデザインとか、そういうような意味合いのものはつくってくださいというふうなお願いはしているんですよ。

○矢野委員長 今年度の学校教育の教育計画のほうは、今度総合教育会議でつくる大綱を待ってじゃなくて、早速かそこらあたりが、どういうふうになるのかなあ、まだこれが後になるんだったら、学校から提出する計画と市から提出する教育計画、今年度の教育振興そのものがちょっとどっち向いていくのかなあと思って。

○紺田指導主幹 実は、県の教育委員会のほうも、県の総合教育会議で大綱設定を受けて県の教育基本方針を決めるということで、実は今出てないんですよ。例年は、県の教育基本方針を受けて、伊予市の学校教育の基本方針も考えてつくっていくような流れにはなっていたんですが、もとの県のが出てないために、現在のところ伊予市の教育基本方針もまだ作成することができておりません。本当は、大まかな流れ、大きな流れで言うと、県のほうがこの総合教育会議によって県の大綱を決めて、それを受けて市の大綱も県の流れが入ってくるような形で作成されたほうが、より県と市とのつながりというのも出てくるんじゃないかなという感じはしておるんですけども、どちらもまだできてないというところで、正直学校としては本当はそういった市の大綱や県の教育基本方針、市の教育基本方針を受けて、学校の教育計画やグランドデザインをつくるのが筋だとは思いますが、今年度につきましては、もう学校のほうで作成のほうはしてほしいということでお願いはしております。

ただ、内容的に180度ひっくり返ったようなものになるとは思われないので、もう例年の流れを引き継いで学校のほうではもう先につくっておいてほしいということで依頼はしております。

○矢野委員長 ちょっと、その辺がどうなんかなと思って。それだったら、ゆっくりできますよね。わかりました。

○渡邊教育長 今の大綱の記載事項のところで、資料3、大綱の主たる記載事項はというのが2

ページの(2)の①に、記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として学校の耐震化とか、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、それから予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられることなんかという形で、いわゆる従来の教育基本計画とはまた筋立てが違っておる内容がここへ列挙されとるんです。ですから、それら自体を具現化したら、今の教育基本計画にはなろうと思うんですけども、ただしっかりした教育計画ができておれば、その教育計画に基づいて、いわゆる総合教育計画が大綱に置きかえることもできるというものと言われておるんです。

○矢野委員長 わかりました。

○渡邊教育長 ちょっと、資料を読みますと、市の総合計画に教育行政の方針が示されている場合がありますけれども、総合教育会議が総合計画で教育大綱にかえると判断した場合などを定める必要ないということですよというふうな文言も実はあるんです。

だから県のほうが出たら、ある程度そういうように対比しながら伊予市の総合計画の中の教育の問題と介しながら作成していく必要があるのかなというふうに思っています。

○武智市長 大西課長、教育長の経過措置とかという位置づけは、議会の云々の承認とかは要らんのやろう。よその自治体さん、私まだわかってないんじゃないけど、どうするか。

○大西課長 それは、要りません。経過措置として、任期まで待つというのも認められておりますんで、それについては今の状態で任期まで続けることは、経過措置ですのでどこに判断を委ねるということでもないと思います。

○渡邊教育長 こんな文書がありますので、ちょっと読みます。

新教育長の代理は、あらかじめその指名をする教育委員がその職務を行うということですよということで、ただし継続性、安定性の確保の観点から、在任中の教育長についてはその委員としての任期が満了するまで、またはみずから退任するまで現行制度の教育長として在任し、徐々に新制度に移行することになっております。したがって、その間は従来どおり委員長と教育長が並存し、教育委員会の会議等も従前どおり変わりありませんと、そういうふうな形なんです。

任期まではということです。

○鶴岡局長 はかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鶴岡局長 それでは、協議事項の(4)その他についてでございますが、御意見、御質問等ございましたらお願いします。

○武智市長 教育委員会というメンバーというのは、新しい制度になっても教育長も含めて5人という考え方でいいんですか。

○大西課長 今度は、教育長さんは委員長さんを兼ねるという形になります。

○渡邊教育長 今までの経過措置の場合は、一般職の教育長やったんですけども、特別職の教育長になって、教育長さんの職務代理者みたいな形が、他の4人の委員さんから選出されるようでございます。今までは、経過措置の段階やったら、教育委員5人の中から教育委員長さんを選び、

そして教育委員長さんの職務代理者を選びというふうな選出の方法やったんですけども、新教育長の場合は教育長さんのほうからお願いしますみたいな形で対応するような、互選のような感じじゃないみたいなんです。

○武智市長 この黄色のとこだけ、ちょっとかみ砕いて説明してもらえますか。政治的中立性の確保、そこだけかみ砕いて。全国津々浦々で首長サイドと教育委員会が対立しとるところ、多くあるのかな。

○渡邊教育長 多くはないですけども、革新的なところはやっぱり首長さんのほうが権限持って、学力テストなんかでも学力テスト状況調査でも全部出せというふうな形で言われる県もあったわけですけども。

○矢野委員長 教科書なんかを策定、管理する、具体的な例で言えば、教科書なんかの決定なんかのときに、首長さんが来て御自分の意見を強く出したりしたら、例えば政党色の強い方がトップになってこられたら、やっぱり変わってきたりすることもないしもあるはずですよ。教科書なんかは。そういうふうにして、やっぱり政治的中立性こともあるので、最終的な執行権は教育委員会に留保していくというふうなことになると思いますよね。

○武智市長 教科書だったら伊予市伊予郡一緒ですか。

○矢野委員長 伊予市伊予郡一緒です。

○鶴岡局長 ほかがございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鶴岡局長 それでは、本日の議題は全て終了いたしましたので、これをもちまして第一回目の会議を終了させていただきます。

御起立ください。

一同、礼。

午後3時50分 閉会